

広島県感染拡大防止協力支援金申請手続きの概要

※この資料は手続きの概要を示したものです。

詳細は「広島県感染拡大防止協力支援金申請マニュアル」をご確認ください。

1 流れ（申請の時期により、(1)か(2)のいずれかをご確認ください。）

(1) 4/30（木）～5/6（水）までに申請される方



①交付申請書提出	メールか郵送により提出をお願いします。
②県の審査	確認が必要な場合には電話で連絡をさせていただきます。書類の差し替え等が発生した場合には、速やかな対応をお願いします。
③交付決定のお知らせ	審査結果をお知らせする文書を送付します。
④支援金のお支払い	支援金のお支払い後、交付申請時の内容と相違ないか、実績報告書により報告をお願いします。（支援金の受領日から15日以内に提出をお願いします。）
⑤実績報告書の提出	
※場合によっては、支援金の返還	交付申請時の内容と異なり、休業に協力できなかった、あるいは休業から時間短縮に変更した場合には、返金をお願いします。

(2) 5/7（木）～6/1（月）までに申請される方（※6/1が受付期限となります。）



①交付申請書提出	メールか郵送により提出をお願いします。
②県の審査	確認が必要な場合には電話で連絡をさせていただきます。書類の差し替え等が発生した場合には、速やかな対応をお願いします。
③交付決定・額の確定のお知らせ	審査結果をお知らせする文書を送付します。
④支援金のお支払い	

2 注意事項

- ・県からの確認依頼に速やかにご対応いただければ、お支払いも早くなりますので、ご協力をお願いします。
- ・5/7以降に申請される方は、休業要請期間後の提出となるため、後日の実績報告書の提出は必要ありません。

3 必要な書類（①～⑦は全員必須です。⑧は雇用者がいる事業者のみ）

- ①申請書
- ②誓約書
- ③営業活動を行っていることが分かる書類（直近の確定申告書及び直近の帳簿等）
- ④業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類（飲食店営業許可、古物商許可等）
- ⑤本人確認書類（運転免許証、パスポート等：法人は代表者のもの）
- ⑥休業等の状況がわかる書類（休業を告知するHP、店頭ポスター等）
- ⑦振込先口座が分かる通帳の写し（表紙をめくった次のページの写しを添付）
- ⑧雇用者がいることが分かる書類（労働者名簿、出勤簿等）

4 提出先

メール : syoshienkin@pref.hiroshima.jp
※件名に「広島県感染拡大防止協力支援金申請書」とご記載ください。
※メール本文には、添付した資料名を記載いただくようお願いします。

郵送 : 〒730-8511

広島県広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局 協力支援金センター 宛て

※「広島県感染拡大防止協力支援金申請書在中」とご記載ください。